

老計発第0331002号
老振発第0331002号
老老発第0331015号
平成18年3月31日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長

振興課長

老人保健課長

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)第3条等の規定が平成18年4月1日から施行されることに伴い、当該改正法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第33号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)等が公布され、平成18年4月1日から施行されることから、関係通知の一部を別添のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成11年老企第25号)の一部改正
別紙1のとおり改正する。
- 2 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成11年老企第22号)の一部改正
別紙2のとおり改正する。
- 3 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年老企第34号)の一部改正
別紙3のとおり改正する。
- 4 居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について(平成12年老企第42号)の一部改正
別紙4のとおり改正する。
- 5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第43号)の一部改正
別紙5のとおり改正する。
- 6 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年老企第44号)の一部改正
別紙6のとおり改正する。
- 7 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第45号)の一部改正
別紙7のとおり改正する。
- 8 特定施設入所者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年老企第52号)の一部改正
別紙8のとおり改正する。
- 9 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いについて(平成12年老企第54号)の一部改正
別紙9のとおり改正する。
- 10 介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収(平成12年老振25号・老健第94号)の一部改正
別紙10のとおり改正する。

- 11 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年老振第75号・老健第122号）の一部改正
別紙11のとおり改正する。